

「衛生用品表の見直しに関するワーキンググループ」について

1. 趣旨

「船員法施行規則第53条第1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」に定める別表（衛生用品表）については、平成17年に大幅な見直しのための改正を行い、その後、平成21年に抗インフルエンザウイルス剤の追加等を行って以降、現在に至るまで改正がされていないところ、現状に即した最新の衛生用品表とするため、見直し等について議論を行う。

2. 名称

名称は「衛生用品表の見直しに関するワーキンググループ」とする。

3. 構成

本ワーキンググループは、別紙に掲げる委員で構成する。

4. 運営等

- (1) 本ワーキンググループに、委員の同意を得て座長を置くこととする。
また、座長の指名により座長代理を置くことができる。
- (2) 座長は、議長となり議事を進行するものとする。
- (3) 委員は、代理の者を出席させることができるものとする。
- (4) 座長は、必要に応じ、委員以外の者の意見を求め、又は出席を求める
ことができるものとする。
- (5) 議事は非公開とする。
- (6) 本ワーキンググループの資料及び議事概要は、特段の事情がある場合
を除き、本会議終了後に国土交通省HPにて公開する。
- (7) その他、運営に必要な事項は座長が決定する。

5. 事務局

事務局を、国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室に置く。